

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	6号機	定期検査中の原子炉建屋6階で、点検終了後の機材の片づけ作業を行っていた協力企業作業員1名に放射性物質による身体汚染が確認されたため、ホールボディカウンタで測定を実施したところ、微量の放射性物質の内部取り込みの疑いがあり、翌日、再測定を実施したところ、内部取り込みが確認されたため、対応検討	A s	12月28日公表済 (PDF 790kB)

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系サージタンク水位調整弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	3号機	油ドレン処理設備給水ポンプ出口圧カスイッチ元弁点検において、一部損傷が認められたため、当該弁を交換	D	
4	3号機	蒸気式空気抽出器（A）第1段空気入口弁開度信号変換器点検において、出力精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
5	3号機	ページング装置（原子炉建屋1階移動式炉内計装設備室脇）に拡声機能及び通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
6	3号機	ページング装置（タービン建屋地階給水加熱器ドレンポンプ室）に拡声機能及び通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
7	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系主給気ファン暖房用加熱蒸気入口配管ドレントラップ前弁のグランドパッキンに締め代不足が認められたため、当該パッキンを交換	対象外	
8	4号機	廃棄物処理建屋主排気ファンプレフィルタ（北側）に詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
9	4号機	原子炉再循環系「再循環流量制御装置故障」警報の発生が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
10	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク液位計用直流電源装置点検において、出力電圧に精度外れが認められたため、当該装置を修理	D	
11	5号機	活性炭ホールドアップ室機器ドレンサンプルレベルスイッチ点検において、レベル低低検出用接点の動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
12	5号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、横行減速機用潤滑油ポンプに異音が認められたため、当該ポンプを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	高温焼却炉主燃焼室外殻据付工事において、廃棄物供給コンベア（C）との取合ノズルに位置ずれが認められたため、対応検討	C	
14	その他	平成19年度第3回保安検査において、「同一の原因による保安規定に定める運転上の制限逸脱の頻発事象が認められた」との指摘を受けたため、対応検討	B	
15	その他	平成19年度第3回保安検査において、「福島第一原子力発電所で作成した「不適合管理委員会運営手引き」に、ガイドラインとしてふさわしくない内容が定められている」との指摘を受けたため、対応検討	B	
16	その他	平成19年度第3回保安検査において、「制御棒駆動水圧制御ユニットリターンライン隔離弁の操作性に配慮し、作業環境を改善すること」との指摘を受けたため、対応検討	B	
17	その他	定期安全レビュー報告書において、放射性固体廃棄物発生量及び保管量のデータに誤記が認められたため、当該報告書を訂正及び対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで